

商標局が国家知識産権局に編入されました

平成30年4月17日

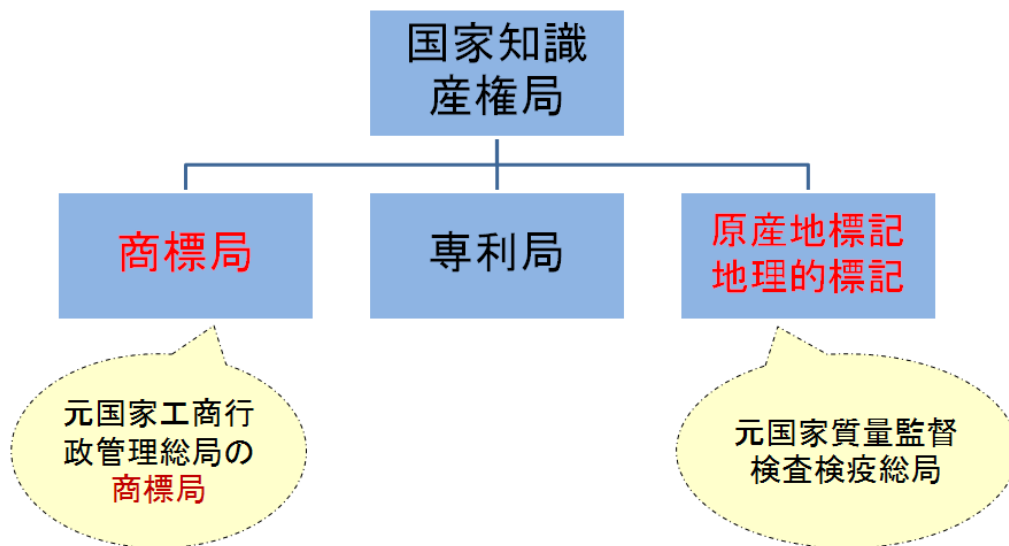
今年3月に開かれた第十三回全国人民代表大会（全人大）において、「国务院行政機構改革案」が国务院によって提出され、全人大の第一次会議において可決されました。

- 1) 国务院の機構設置に関する通知（国発（2018）6号）
- 2) 国务院の部・委員会管理の国家局の設置に関する通知（国発（2018）7号）

国务院行政機構改革に伴い、工業所有権分野に関しては、「国家市場監督管理総局が創設され、国家知識産権局は再編される」ことになりました。

国家知識産権局は従来の国务院の直轄部局から新たに創設された国家市場監督管理総局の傘下に置かれることとなります。

再編後の国家知識産権局は従来の職責以外に、元国家工商行政管理総局の傘下にあった商標局の職責及び元国家質量監督検査検疫総局の原産地標記、地理的標記の登録の職責を担うこととなります。



国家知識産権局の再編が進行中であり、専利出願、商標出願などに与える影響については、新たな情報が入り次第、改めてご報告いたします。